

# 所得税から「住宅ローン控除額」を引ききれなかったかたへ

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

この住宅ローン控除額が減少した差額分は、「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することで、平成20年度分以降の市・県民税（住民税）の課税額（所得割）から控除できます。該当するかたは必ず申告してください。

## 「住宅借入金等特別税額控除申告書」は郵送でお届けしています。

収入が給与のみで、市で把握しているかたには、12月中に上記申告書を郵送しています。

また、昨年確定申告書の提出をされたかたの上記申告書は、1月末までに送付する予定です。

2月に入っても上記申告書が届かないかたは、市民税課までご連絡ください。

申告が必要かた	次のすべての項目に該当するかた <ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年から平成18年末までに入居をしたかた</li> <li>現在、所得税の住宅ローン控除を受けているかた</li> <li>所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額があるかた</li> </ul>
申告場所	1. 給与所得者で、住宅ローン控除を含む控除すべてが年末調整で済んでいるかた → 市役所へ 返信用封筒により郵送で提出してください。（源泉徴収票の添付が必要です） 1月から受付を開始しますので、お早めに提出をお願いします。（平成20年1月1日現在居住している市区町村へ提出してください） 2. 所得税の確定申告をされるかた → 税務署（確定申告書作成会場）へ
申告期限	平成20年度分は平成20年3月17日（月）



**Q** 申告書を送られてきましたが、必ず提出するのですか？

**A** 該当するかたは提出しないと控除が受けられません。

ただし、申告書が届いたかたが必ず該当するわけではなく、該当しない場合は提出の必要はありません。申告書に同封されている「記載要領」を確認のうえ、不明な点は問い合わせください。

**Q** 申告は今年だけでいいのですか？

**A** 該当するかたは来年度以降も毎年申告が必要となります。

住民税の住宅ローン控除の制度は、該当するかたの条件（所得税の適用期間等）によって異なりますが、最長で平成28年度まで申告が必要です。

**Q** 収入が給与のみで、年末調整で所得税の「住宅借入金等特別控除申告書」も提出しています。該当しますか？

**A** 自身の平成19年度の源泉徴収票を確認してください。摘要欄の①「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が②「住宅借入金等特別控除の額」を超える場合は該当します。ただし、住民税の所得割が課税されない場合は該当しません。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票



居住開始 H○年○月○日

平成19年分の源泉徴収票のここを確認！

問い合わせ：市民税課